

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年9月21日
(平成29年8月受付分)



平成29年8月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計3件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆ヘアドライヤーの取り扱いに注意しましょう！

事例：

●小学校4年生の娘が、ヘアドライヤーを使用中に、本体とコードの付け根の部分がショートし、発火し、やけどをした。
(小学生女児の父親からの相談)

●1年以上前から使用中のヘアドライヤー。娘が使用中、吸い込み口に髪の毛が吸い込まれて外せなくなり動かなくなった。
(当事者の年齢不明・父親からの相談)



※(独)国民生活センターHP・
見守り新鮮情報 第278号より抜粋

👍 アドバイス

- ヘアドライヤー本体にコードを巻きつけて保管すると、コードが曲がったり、ねじれたりして損傷し、発煙、発火等が起き、やけどをする可能性があります。本体にコードを巻きつけないようにしましょう。
- コードや本体の動作に異常が見られたときは使用をやめましょう。
- 髪の毛を吸い込み口に近づけないようにしましょう。
- 基本的な使い方が分かっても、購入時には取扱説明書をよく読み、注意事項等を正しく理解しましょう。

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
10	息子がスマホで何かを触ったら登録完了の画面が出て、驚いて退会のボタンを押したら翌日メールが送られてきた。メールだけでは退会できないので、電話するよう書かれていた。
14	インターネットオークションで中2の孫が商品を落札し、お金を振り込んだのに商品が届かない。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)